

# 岩見沢市選挙出前講座実施及び選挙物品貸出要領

岩見沢市選挙管理委員会

## 1 目的

近い将来に有権者となる（すでに選挙権を持っている）市内の小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒を対象とし、選挙に関する講義や選挙体験などの出前講座、選挙物品の貸し出しを行うことにより、選挙の仕組みや投票参加の意義について理解を深めてもらい、日頃から政治や選挙への関心を高めてもらうことを目的とする。

## 2 出前講座の実施

選挙管理委員会の職員が学校等へ出向き、選挙に関する講義や選挙体験などを行う。

## 3 選挙物品の貸し出し

実際の選挙で使用している選挙物品の貸し出しを行う。

- (1) 投票箱（1,000 票用）
- (2) 投票記載台（2 人用）
- (3) 投票記載台（車椅子用）
- (4) 南京錠（投票箱×4 個必要）
- (5) その他、選挙管理委員会が認めた物品

※貸出物品の設置方法や使用方法等の説明は、随時相談に応じます。

## 4 対象

- (1) 岩見沢市内の小学校、中学校、高等学校、高等養護学校等
- (2) その他、選挙管理委員会が認めた団体等

## 5 手続等

- (1) 出前講座の実施又は選挙物品の貸し出しを希望する学校等は、希望する内容を次の期限までに電話で連絡する。
  - ア 出前講座の実施は、直近の実施希望日の2 か月前までに
  - イ 選挙物品の貸し出しは、借用初日の1 か月前までに
- (2) 次の期限までに、岩見沢市ホームページの申込フォームに入力又は郵送、ファックス、メール、持参のいずれかにより各申込書を提出する。
  - ア 出前講座の実施は、「選挙出前講座申込書」を実施日の2 週間前までに

- イ 選挙物品の貸し出しは、「選挙物品借用申込書」を借用初日の1週間前までに
- (3) 次の事由に該当する場合は、出前講座の実施、選挙物品の貸し出しを行わない。
  - ア 選挙事務の執行に支障をきたすおそれがあるとき。
  - イ 貸出物品の数量が不足するとき。
  - ウ その他、出前講座の実施、選挙物品の貸し出しが不相当と認められる事由があるとき。
- (4) 選挙物品の貸し出しを行った場合であっても、次の事由に該当する場合は、貸し出しを取り消し、又は停止する。
  - ア 緊急に選挙事務を執行しなければならない事情が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
  - イ 貸し出しを受ける学校等が保管又は使用に関し、選挙管理委員会の指示に従わないとき。
  - ウ その他、貸し出しを続けることが不相当と認められる事由が発生したとき。
- (5) 貸出物品については、貸し出し後、学校等の責任において管理し、使用後は速やかに返却する。貸出物品が破損した場合は、弁償していただく場合があります。
- (6) 貸出物品の運搬（出前講座の実施の場合は除く）は、貸し出しを受ける学校等が行うものとする。

## 5 申し込み及び問い合わせ先

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市選挙管理委員会事務局

電話：0126-35-4870（直通） FAX：0126-23-5745

メール：senkan@city.iwamizawa.lg.jp